

令和元年9月13日

## 消費税率引き上げに伴う各種料金の改定について

一般財団法人建設業振興基金  
建設キャリアアップシステム事業本部

本年10月1日に、消費税率の引き上げが予定されていることに鑑み、建設キャリアアップシステムでは、支払総額が従前と同一になるよう手数料等の改定を行います。

### 手数料等改定の考え方

建設キャリアアップシステムにかかる手数料、登録料、利用料を、次の通り改定します。

「現手数料等×108÷110＝新手数料等」

本改定により、支払総額は従前と同一となります。

### 計算例：カード再発行手数料の場合

	(手数料計算式)	(手数料)	(消費税)	支払総額
現行	支払総額／1.08	926円	74円	1,000円
改定後	支払総額／1.10	909円	91円	1,000円

### 改定予定日

令和元年10月1日

### 払込票等の扱いについて

総額に変更がありませんので、お手元の払込票については、10月以降もそのままお使いいただくことが可能です。ただし、旧税率で計算された消費税額が明記されているもの（技能者書面申込書同封の払込票）については、以下の対応を行います。

- ① 税額等を改定した新申込書の配布を、10月1日までに開始します（窓口・郵送）。
- ② 10月以降に現行申込書を利用し、記載消費税額の訂正を希望される方は、次頁の手数料改定にともなう領収書発行依頼票に必要事項を記入・捺印いただき、依頼票記載の送付先までお送りください。折返し、改定消費税額を明記した領収書をお送りします。

### お問い合わせについて

CCUS コールセンター

03-6386-3725（平日 09:00～17:00）

otoiawase@mail.ccus.jp

### 手数料改定にともなう領収書発行依頼票

下記事項を確認の上、建設キャリアアップシステム技能者登録料について、消費税額の記載された領収書発行を依頼します。

【確認事項】

依頼方法

- ・必要内容を記入後、払込票コピーを添えて、メール添付・FAX・郵送(簡易書留)いずれかの方法で送付してください。

記入事項

- ・太枠内全てにご記入をお願いします。

発行条件

- ・書面申込書付属の払込票のうち、消費税額が259円(8%計算)となっているものが再発行対象です。
- ・令和元年10月1日以降、対象の払込票でお支払いされた場合のみ受け付けます。
- ・上記2点を満たさない依頼については、領収書の発行は行いません。その場合、発行しない旨の通知は行いません。

発行時期

- ・対象申請書の審査が完了した時点(技能者カード発行と同時に)払込データと申請を突合し、再発行事務を実施します。

発行形式

- ・領収書は、申請技能者のメールアドレス宛にPDF形式のファイルを添付し送付します。

申請内容	領収書発行対象の払込票番号(17桁)												
	手数料改定にともなう領収書発行依頼												

申請技能者情報	フリガナ																
	技能者氏名	印	生年月日								年			月			日
	連絡先電話番号			メールアドレス													
領収書	宛名			但書(※)	技能者登録料として												

※但書欄の内容を変更したい場合、記載内容を2重線で消し、希望の内容を記載してください(空欄にはできません)。

**【依頼票送付先】**  
 (一財)建設業振興基金 建設キャリアアップシステム事業本部 手数料改定係  
 info-ccus@kensetsu-kikin.or.jp  
 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館  
 FAX 03-5473-4587

**【お問い合わせ先】**  
 CCUSお問い合わせセンター  
 TEL 03-6386-3725 (平日09:00~17:00)